

(日本語仮訳)

日中韓における 早期審理(ファストトラック審理) に関する比較研究

(2022 年 11 月 24 日第 9 回日中韓審判専門家会合 (JEGTA)、Web 会議)

2024 年 1 月公開

※日本語仮訳注

「早期審理に関する比較研究」(英文)には、韓国の早期審理として2つの早期審理が記載されている。

日本語仮訳では、韓国語での表現を考慮し、早期審理の英語表記に対してそれぞれ以下の日本語仮訳を付している

accelerated proceedings: 優先審理

prioritized proceedings: 迅速審理

目次

はじめに.....	2
第1章 韓国、日本及び中国における早期審理の特徴点と対比.....	3
1.1 一般的な審理.....	3
1.2 早期審理の運用開始時期及びその法的根拠.....	3
1.3 対象事件(早期審理の対象となる事件).....	4
1.4 審理申請手続及び目標とする審理期間.....	5
第2章 韓国、日本及び中国における早期審理についての対比表.....	7

はじめに

2013年に日本で開催された第1回日中韓審判専門家会合(JEGTA)以来、韓国特許庁(KIPO)、日本特許庁(JPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)は、それぞれの実務について理解を深め、特許審判分野における比較研究を継続している。これには、「拒絶査定不服審判」、「特許無効審判」、「権利範囲確認審判」等の特定の審理に関する研究だけでなく、「口頭審理」等の審理に必要な手続に関する研究も含まれる。

今回の比較研究のテーマである「早期審理」¹は、第9回JEGTA(2022年11月)において提案された。三庁とも、原則、審判請求のあった事件から順に審理が行われる。早期審理(ファストトラック審理)とは、必要と認められる場合に、審判請求日の順序に関わらず、例外的に順番から抜け出して審判手続を繰り上げることができる制度をいう。今回の比較研究が三庁における審判制度のさらなる改善と、早期審理に関するユーザーの理解及び活用の促進に貢献することを願っている。

本比較研究の目的は以下の通りである：

- 各国における早期審理の全体的な概念を確認すること。
- 各国における早期審理の様々な特徴を比較及び確認すること。

(本研究は、以下の日付に各庁から提供された資料に基づいて作成した。KIPO:2023年11月13日、JPO:2023年11月1日、CNIPA:2022年11月24日)

¹ 本研究は、特許権、実用新案権、意匠権に関する事件の早期審理に焦点を当てている。ただし、ユーザーの便宜のため、KIPO及びJPOに関する部分には、商標権に関する情報も一部含んでいる。

第1章 韓国、日本及び中国における早期審理の特徴点と対比

1.1 一般的な審理

KIPO、JPOでは、原則、請求日順に審理を行う。CNIPAでは、無効審判事件が優先的に審理されるが、無効審判事件及び復審事件（日本の「拒絶査定不服審判事件」に相当）は、それぞれ技術分野及び審判請求日の順序に従って配分及び審理される。

つまり、若干の違いはあるかもしれないが、三庁とも、原則、審判請求順に事件が審理される。

1.2 早期審理の運用開始時期及びその法的根拠

(1) 韓国

KIPOは、1998年に初めて優先審理を導入し、2008年には優先審理よりもさらに早く審理を行う迅速審理を導入した。これにより、従来の2トラックシステムから、通常の審理、優先審理、迅速審理の3トラックシステムとなった（CNIPAやJPOが2トラックシステムである点とは異なる）。早期審理に関する規定は、審判事務規則に規定されている。

(2) 日本

JPOは、特許の早期審理を1986年に（意匠は1987年に、商標は1997年に）開始した。関連する法令はなく運用で対応している。

(3) 中国

CNIPAは、国家知識産権戦略の実施を促進し、強力な知的財産権国家を築き、イノベーション主導の発展を実現するため、比較的最近である2017年に早期審理を開始した。早期審理は専利優先審査管理弁法に基づいて実施される。

1.3 対象事件(早期審理の対象となる事件)

(1) 韓国

KIPOは、侵害訴訟を伴う事件を迅速審理に従って先行して審理し、その他の事件、例えば、韓国特許審判院(IPTAB)の決定が裁判所における取消訴訟で取り消された事件など、緊急性が高く、早急な決定が求められる事件は、優先審理に従って審理される。

<優先審理の例>

- 最先端技術として早期に審査された出願に対する拒絶査定不服審判事件
- 裁判所における取消訴訟で取り消された事件

<迅速審理の例>

- 司法当局等を含む外部機関に係属中の知財紛争に関連する事件(裁判所に係属中の侵害訴訟事件、韓国貿易委員会から通知された不公正貿易行為の調査に関連する事件、警察または検察により捜査中の事件に関連する権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判、取消審判)
- 特許法院が無効審判の弁論を終結する前に、訴訟の対象となる登録された権利に関して権利者が請求した訂正審判

(2) 日本

KIPO や CNIPA とは異なり、早期審理を要求できるのは「拒絶査定不服審判」のみである。

<早期審理の例>

- その発明の審判請求人又は実施権者が既に発明を業として実施しているか、又は、早期審理の申請日から2年以内に発明を業として実施する予定である特許出願に係る審判請求であるもの。
- その発明の審判請求人の全部又は一部が、中小企業又は個人、又は大学、公的研究機関、承認又は認定を受けた技術移転機関(TLO)であるもの。

- グリーン発明について特許を受けようとする特許出願に係る審判請求であるもの。
- 審判請求人の全部又は一部が、災害救助法の適用される特定被災区域に住所又は居所を有する者である特許出願に係る審判請求であるもの。

(3) 中国

CNIPAは、早期審理に従って国益又は公益上重要であると考えられる事件を優先し、対象事件は拒絶査定不服審判事件及び無効審判事件についてそれぞれ決定される。

<早期審理の例： 拒絶査定不服審判事件>

- 重要な国家開発産業が関係する事件
- 出願人が実施の準備を相当程度進めているか又は既に実施している事件、又は権利が関係する事件
- 中国で最初に出願された特許出願に係る事件
- 国益又は公益上、非常に重要な事件

<早期審理の例： 無効審判事件>

- 知的財産権侵害に係る紛争事件
- 国益又は公益上、非常に重要な事件

1.4 審理申請手続及び目標とする審理期間

三庁とも、早期審理の手続は、通常審理の手続と大差はないが、(早期審理の)審理期間は通常審理よりも短い(KIPO及びCNIPAの場合、早期審理の申請が許可された場合に、一定の期間内に審決するように審理期間が規定されている)。三庁とも、早期審理のための追加手数料は不要であり、早期審理を実行するために特別な部門を設置することもしていない。

三庁における早期審理の申請(請求)手続及び審理期間に関する詳細な情報は下表のとおりである：

	請求人	請求方法	早期審理（ファストトラック審理）の申請（請求）を許可する者	予想される審理期間
韓国	・当事者 ・審判長（職権）	・申請書を提出 ・審判長が必要と認めた場合、申請は不要	・審判長	・優先審理： 早期審理の申請が許可された日から4月以内、又は、最後の意見書の受領日から2.5月以内に審決する。 ・迅速審理： 口頭審理を行う場合、口頭審理の日から2週間以内に審決する：口頭審理を行わない場合は、最初の答弁書の提出日から1月半以内に審決する。 ※ただし、当事者間に長期にわたる紛争がある場合、審理期間が異なる場合がある。
日本	・審判請求人	・請求書を提出	・審判長	・4月以内に決定を下す
中国	・当事者 ・知的財産権侵害紛争仲裁及び調停機関	・請求書を提出	・専利復審・無効審判部は、申立人に対し、優先審理（あり）または優先審理なしの通知を発行する。	・復審（拒絶査定不服審判）事件： 7月以内に終結 ・無効審判事件（特許）： 5月以内に終結

第2章 韓国、日本及び中国における早期審理についての対比表

項目	項目’	韓国	日本	中国
通常審理の審理期間	権利別、審判の種類別の審理期間			

通常の事件(早期審理制度に従って審理しない事件)の処理順序			審判は、原則、請求日順に審理する。 (審判事務規則31条1項)	原則として請求日順	専利復審・無効審判部は、無効審判の審理を優先する。 無効審判と拒絶査定不服審判は、それぞれ技術分野及び申請日順に従って配分及び審理される。
早期審理の手順	各庁での早期審理の有無	いつ、どのような法的根拠に基づき、そして、どのような目的で開始されたか	・1998年開始 ・法的根拠: (審判事務規則第31条1項) ただし、次に掲げる事件で早期審理が請求されたもの(申請書別紙第4号)については、必要があると認めるときは、順番から抜け出して審判手続を繰り上げることができる(第1号から第4号まで及び第10号の事件については、上席審判長(chief administrative judge)は、職権で早期審理を許可することができるのみであり、(当事者の)請求に対して(早期審理を)許可することはできない)。	・特許は1986年、意匠は1987年、商標は1997年に開始 ・対応する法令はなく運用で対応 ・目的は、早期保護のニーズに応えるため	CNIPAが2017年に発行した特許の迅速な審査のための専利優先審査管理弁法によると、その目的には、産業構造の最適化と高度化の促進、国家知識産権戦略の実施を促進し、強力な知的財産権国家の構築、イノベーション主導の発展の実現、特許審査手続の改善が含まれている。
	申請(請求)人適格	申請(請求)を許可(又は拒否)する者	・早期審理の申請人適格 ⇒ 当事者、又は上席審判長の裁量(職権) ・申請を許可(又は拒否)する者 ⇒ 上席審判長	・請求人適格 ⇒ 審判請求人、又は、その代理人 ・請求を許可(又は拒否)する者 ⇒ 審判官の意見を踏まえ部門長が許可(又は拒否)する。	無効審判の場合は当事者、拒絶査定不服審判の場合は出願人が請求することができる。 無効審判の場合は、地方の知的財産庁、人民法院、特許侵害紛争の事件を処理、または審理する仲裁調停機関が請求することができる。

	早期審理の適格性を有する事件(対象事件)	どのような事件が早期審理の適格性を有するか、また、権利によって要件が異なるのか	＜優先審理＞ 1.補正却下決定に関する事件； 2.審決取消訴訟で取り消された事件； 3.審査官が(職権で)無効審判を請求した事件 4.過去に請求された拒絶査定不服審判に対する(審判院による)取消の決定後に請求された(差戻し審査における)拒絶査定不服審判； 5.発明(意匠)の名称のみを訂正する訂正審判； 6.国家経済上、緊急に審理することが必要とされる事件、又は、軍事物資の提供等戦争を遂行するために審理することが必要とされる事件 7.半導体等、国家経済および国家競争力に重要な最先端技術として	＜特許＞ 次の(1)～(8)のいずれかの要件を満たす拒絶査定不服審判事件が対象。 (1) 審判請求人自身又は審判請求人からその発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している特許出願に係る審判請求であるもの (2) 外国関連出願(審判請求人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願や、国際出願している特許出願に係る審判請求であるもの) (3) その発明の審判請求人の全部又は一部が、大学、公的研究機関、承認又は認定を受けた技術移転機関(承認TLO又は認定TLO)、若しくは各独立行政法人の設置法等で定められた試験研究機関の研究成果に係る技術移転機関(試験独法関連TLO)であるもの (4) その発明の審判請求人の全部又は一部が、中小企業又は個人であるもの	●復審事件が次のいずれかに該当する場合は、早期審理を請求することができる。 (1) 省エネと環境保護、新世代の情報技術、生物学、ハイエンド機器の製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー車、インテリジェント製造、その他の主要な国家開発産業が関与している場合。 (2) 省レベルおよび区市レベルの人民政府が奨励する産業が関与している場合 (3) インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの領域が関与し、技術や製品が急速に変化している場合 (4) 出願人がその実施に向けて十分な準備を整えているか、すでに実施を開始しているか、またはその発明と創作を他者が実施していることを証明する証拠がある場合 (5) 同じ保護対象について中国で最初に出願され、その後、他の国または地域で出願された特許出願に係る場合
--	-----------------------------	--	--	---	--

		韓国特許庁長官が指定した拒絶査定不服審判事件； 8.薬事法第50条の2又は第50条の3の規定による特許原簿に登録された特許権（請求項の一部のみが登録されている場合、登録された請求項に限る）に対する事件。 ただし、薬事法第32条又は第42条の再審査期間の満了日が迅速審理の申請の日から一年を経過した医薬品に係る特許権の審判については、この限りでない； 9.素材・部品・装備産業の競争力強化のための特別措置法第13条の規定による専門分野を主導する企業、第14条の規定による専門企業、第15条の規定による「隠れたチャンピオン」又は新興企業に選定又は確認された当事者による権利範囲確認審判又は無効審判； 10.特許、実用新案、意匠、商標の各出願を一括して審査した場合の拒絶査定不服審判； 11.第4次産業革命に関連する新特許	(5) 審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後審決前にその発明を業として実施していること (6) グリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願に係る審判請求であるもの (7) 審判請求人の全部又は一部が、災害救助法の適用される特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である特許出願に係る審判請求であるか、又は、審判請求人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等においてなされた発明又は実施される発明に係る特許出願に係る審判請求であるもの (8) 審判請求人の全部又は一部が、特定多国籍企業による研究開発事業の促進に関する	(6) 国益または公共の利益にとって重要なその他の事項を最初に検討する必要がある場合： ●無効審判について、次のいずれかの状況では、早期審理が要求することができる： (1) 当時者が、無効審判に係る特許権侵害紛争について、地方の知的財産長に処理を請求している、人民法院に訴訟を提起している、又は仲裁調停機関に処理を請求している場合 (2) 無効審判に係る特許が国益又は公益上、非常に重大である場合 （専利優先審査管理弁法A3（第3条）、A4（第4条）参照）
--	--	---	---	---

			分類コードを韓国特許庁が付与した特許・実用新案出願の権利範囲確認審判又は無効審判 (審判事務規則第31条1項) 12.権利範囲確認審判及び無効審判であって、当事者が中小企業創業支援法第4条の規定により政府から出資、寄付、支援又は融資を受けている事業者、又は、自営創作企業育成法第11条、12条、又は、15条の規定により政府から研究開発支援、アイデアの事業化支援又は金融支援を受けている事業者； 13.特許法第33条第1項本文の規定により適格性がない者の特許であることのみを理由とする無効審判事件； 14.中小企業と大企業との間の権利範囲の確認、無効、取消し等の審判。 ただし、上記は、当該審判が中小企業によって提起される場合のみ適用されるものとする。	特別措置法(アジア拠点化推進法)に基づき認定された研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した会社であって、該研究開発事業の成果に係る発明に関する特許出願に係る審判請求であるもの <意匠> 次の(1)又は(2)の要件を満たす意匠登録出願に係る拒絶査定不服審判が対象。 ただし、令和元年意匠法改正に基づく新たな保護対象である建築物及び画像に係る意匠並びに内装に係る意匠については、審理の充実のためにより広範なサーチや慎重な判断が必要となるため、当面、早期審理の対象外とする。 (1) 審判請求人自身又は審判請求人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願に係る審判事件であって、以下のいずれかに該当する権利化について緊急性を要するものであること。	
--	--	--	---	---	--

		15.規制サンドボックス制度に関し、次の各号のいずれかに該当する審判事件 a.情報通信の振興および融合活性化等に関する特別法第36条の規定による迅速処理申請、第37条の規定による臨時許可申請、又は、第38条の2の規定による実証実験の特例申請に係る事件； b.産業融合促進法第10条の2の規定による迅速検証申請、第10条の3の規定による特例申請、第10条の6の規定による臨時許可申請、又は、第11条の規定による適合証明申請に係る事件； c.金融イノベーション支援特別法第5条の規定による革新的金融サービスの指定申請、及び、第24条の規定による規制の迅速な検証申請に関する事件； d.非規制地域及び地域発展特区型経済特区の規制に関する特例法第85条の規定による規制の検証申請、第86条の規定による実証のための特例申請、第90条の規	i) 第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかなる場合 ii) その出願の意匠の実施行為（実施準備行為）について、第三者から警告を受けている場合 iii) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合 (2) 出願人がその出願の意匠について日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している意匠登録出願に係る審判事件であること。 (3) 震災復興支援関連出願に係る審判事件であること。 <商標> 次の(1)～(4)のいずれかに該当する商標登録出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象。ただし、以下の案件は、当面の間早期審理の対象外。	
--	--	--	--	--

		定による暫定的な許可申請に関する事件； e.スマートシティ開発及び産業の促進に関する法律第49条の規定によるスマートイノベーション事業計画、又は、第50条の規定によるスマート実証事業計画に関するスマートイノベーション及び実証事業の形成に関する事件； 16.特許法第164条の2、実用新案法第33条、デザイン保護法第152条の2、商標法第151条の2の規定により、上席審判長から工業所有権紛争調停委員会に付託された事件で、和解の申立後に審理が再開された事件。 (審判事務規則第31条第1項) <迅速審理> 1.審判事件(権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判、特許異議申立)のうち、以下の事件に関連するもの； 知的財産権の侵害をめぐる紛争として裁判所に係属中の事件(侵害差止仮処分請求を含む)、韓国貿易委員会から通告を受	定による暫定的な許可申請に関する事件； e.スマートシティ開発及び産業の促進に関する法律第49条の規定によるスマートイノベーション事業計画、又は、第50条の規定によるスマート実証事業計画に関するスマートイノベーション及び実証事業の形成に関する事件； 16.特許法第164条の2、実用新案法第33条、デザイン保護法第152条の2、商標法第151条の2の規定により、上席審判長から工業所有権紛争調停委員会に付託された事件で、和解の申立後に審理が再開された事件。 (審判事務規則第31条第1項) <迅速審理> 1.審判事件(権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判、特許異議申立)のうち、以下の事件に関連するもの； 知的財産権の侵害をめぐる紛争として裁判所に係属中の事件(侵害差止仮処分請求を含む)、韓国貿易委員会から通告を受	- 新しいタイプの商標(動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標)及び立体商標の一部 ※審理の特殊性があり、慎重な判断が求められるため - マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願(日本を指定国とする出願) ※国内における拒絶査定不服審判事件とは審理の手続が異なる等の事情があるため (1) 審判請求人(又はライセンシー)が、出願商標を指定商品・指定役務の一部に既に使用していて(又は使用の準備を相当程度進めていて)、かつ、権利化について緊急性を要する案件 (2) 審判請求人(又はライセンシー)が、出願商標を既に使用している商品・役務(又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務)のみを指定している案件 (3) 審判請求人(又はライセンシー)	
--	--	---	---	--	--

			けた不公正貿易行為の調査に関する事件、警察（特別司法警察を含む）又は検察により捜査中の事件； 又は権利者から警告等を受けた当事者が提起する審判事件（権利範囲確認審判、無効審判、特許異議申立）。 ただし、当事者が裁判所等の関連事件の当事者と同一でない審判事件については、この限りでない。 2.無効審判の審判取消訴訟において、特許法院が弁論を終結する前に、権利者が登録された権利について最初に提起した訂正審判、又は、新たな無効理由の証拠（無効理由を含む）の提出を受けて提起した訂正審判 3.特許出願日（実用新案登録出願日）から3年6月、または審査請求日から2年6月（特許法施行令第7条の2及び同法施行規則第54条の5の規定による出願人の遅延期間を除く）の遅い日までに請求された拒絶査定不服審判（審判事務規則第31条の2第1項）	一）が、出願商標を指定商品・指定役務の一部に既に使用して（又は使用の準備を相当程度進めて）、かつ、商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している案件 （4）震災復興支援関連出願に係る案件	
--	--	--	--	--	--

	審理申請手続	申請要件、通常の申請手続、必要な提出書類など	・審理申請手続: 1.優先審理(審判事務規則別紙4)又は迅速審理(審判事務規則別紙24)の申請書に記入 2.上席審判長は、早期審理の申請書が移管された日から10日以内に、早期審理(迅速審理・優先審理)の対象か否かを判断し、その旨を当事者に通知しなければならない。 3.必要書類:早期審理の事由を証明する添付書類(適格証明書)(フリーフォーマットでの提出;特定の形式はない)	・早期審理の申出をする場合は、対象審判事件ごとに「早期審理に関する事情説明書」1通を提出する。 ・部門長は、選定の結果「早期審理の対象としない」と判断した場合、理由を付して審判請求人(又は代理人)に通知する。	1.復審事件について早期審理を申請するには、すべての申請者の同意が必要。無効審判事件の早期審理を申請する場合は、出願人またはすべての特許権者の同意が必要。 無効審判の場合は、地方の知的財産庁、人民法院、または特許侵害紛争の事件を処理または審理する仲裁調停機関が請求することができる。 2.早期審理を申請する復審事件は、電子出願を採用しなければならない。 3.復審事件又は無効事件について早期審理の申請をする者は、申請書及び関連する証明書類を提出しなければならない。 実体審査又は予備審査手続において既に早期審査が行われた復審事件の場合を除いて、国务院の関連部門または地方の知的財産局は、早期審理申請書に推薦意見を添付しなければならない。 無効審判の早期審理を申請する地方の知的財産庁、人民法院又は仲裁調停機関は、早期審理申請書を提出し、その理由を記載しなければならない。
--	---------------	-------------------------------	---	--	---

					(専利優先審査管理弁法 A5(第5条)、A7(第7条)、A8(第8条)参照)
手数料	(追加料金の有無、申請手数料、手数料減免の特別措置の有無)	追加手数料不要	追加費用なし	手数料不要	
手続(方式)	通常審理と早期審理(ファストトラック審理)の違い	無し	無し	CNIPAが早期審理の実施に同意した場合、事件は同意の日から次の期限内に終結するものとする。 拒絶査定不服審判事件は 7月以内に終結する必要がある。 発明又は実用新案の無効審判は 5月以内に、意匠の無効審判は 4月以内に終結する必要がある。	
手続(方式)	早期に(審理を可能になる)機を熟する方法など	口頭審理、説明会(技術的課題、商標、意匠)、証拠調べ、面接等を活用し、早期に(審理可能になる)機が熟するよう促進する (審判便覧189-190頁)	選定の結果、早期審理の対象となった審判事件については、担当する合議体は通常の審判事件に優先して速やかに審理を開始し、遅滞なく処分するよう審理手続を進める。	早期審理の事件は、通常、3営業日以内に関連部門に割り振られる。審理を担当する部門は、通常、5営業日以内に合議体を編成する必要がある。当事者が中間書類を提出した場合、合議体は通常、中間書類が提出された日から3営業日以内にそれらを他方の当事者へ転送する必要がある。口頭審理を必要とする場合、合議体は通常、口頭審理後1月以内に決定を下すものとする。	

					早期審理事件の審理期間を短くすることで、侵害紛争の行政審理、調停、訴訟事件の待ち時間を短縮することができる。
	予測される審理期間(審決を下す期間目標)		<優先審理> 優先審理の対象となる事件は、原則、優先審理が決定した日から4月以内に処理される。ただし、(審理をするのに)機が熟しておらず、決定できない事件については、最後の意見書を受領した日から2.5月以内に処理するものとする。 (審判便覧190頁) <迅速審理> (審判事務規則第31条の2第3項) 第1項第1号に該当する事件については、答弁書提出期間の経過の日(訂正請求があった場合、訂正請求に基づく無効審判の請求人に対する意見書提出期間が満了した日)から1月以内に口頭審理を実施し、韓国特許審判院院長が別途認める場合を除き、次のいずれか遅い日から2週間以内に審決をしなければならない: (1) 口頭審理の実施日(口頭審理を継続する場合には、前回の口頭審理実施日)。 (2) 新たな証拠又は主張が提出された場合には、意見書提出期間が満了した日。	2～4月	CNIPA が早期審理の実施に同意した場合、事件は同意の日から次の期限内に終結しなければならない。 拒絶査定不服審判事件は7月以内 発明又は実用新案の無効審判は5月以内、意匠の無効審判は4月以内

			(審判事務規則第31条の2第4項) 前項(1)のサブパラグラフに該当する場合において、口頭審理の実施を要しないと認められるとき、韓国特許審判院院長が別途認める場合を除き、以下のいずれか遅い日までに審決するものとする： (1) 早期審理が確定した日から2.5月。 (2) 新たな証拠又は主張が提出された場合には、意見書提出期間の経過の日から2.5月；又は (3) 最初の答弁書の提出日から1.5月。		
	審理の途中で、早期審理を停止あるいは一時停止することが可能か否か		<優先審理> (審判事務規則第31条第4項) 優先審理の原因が消滅した場合又は優先審理の対象となることが確定している事件を誤まって確定した場合には、上席審判長は、前項(3)の規定による決定を取り消すことができる。この場合において、上席審判長は、その旨を当事者に通知しなければならない。 <迅速審理> (審判事務規則第31条の2第6項) 審判事件が次の各号のいずれかに該当するときは、上席審判長は、前項(2)の規定による決定を取り消すことができる。この場合において、	審判請求事件に対する拒絶理由通知や審尋等に際し、応答期間の延長が請求された場合には、早期審理の趣旨を踏まえ、早期審理対象案件として選定されたものであってもその後は原則通常の審理と同様の扱いとなる。	専利優先審査管理弁法A13(第13条)によると、専利復審・無効審判部は事件の状況によっては早期審理を停止することができる。 早期審理中の復審事件又は無効審判事件が次のいずれかの状況に該当する場合、専利復審・無効審判部は早期審理を中止し、通常の手続きに従って処理し、早期審理を申請した者に適時に通知することができる。 (1) 出願人が、復審事件における応答を延期する場合

		上席審判長は、その旨を当事者に通知しなければならない。 (1) 既に迅速審理の対象として決定した事件において、迅速審理の事由が消滅し、又は、誤まった判断があったとき； (2) 当事者が他方の当事者の同意を得て、迅速審理の決定の取消しを申請したとき； (3) 裁判の審理の一時停止等により、迅速審理の根拠となるものがなくなったとき。		(2) 早期審理の要求が認可された後、無効審判の請求人が証拠と理由を補足する場合 (3) 早期審理の要求が許可された認可後、特許権者が削除以外の方法でクレームを修正する場合 (4) 復審又は無効審判の手続が停止される場合 (5) 事件の審理が、別の事件の結論によって決まる場合。 (6) 困難で複雑な事件であって、専利復審・無効審判部の課長に承認されたものである場合
早期審理事件の審理のために指定される特別な部門が存在するか否か		早期審理事件のために指定される特別な部門はない	早期事件を審理するための専用の部門はない	なし
早期審理事件をさらに早めることが可能か否か(例：参考：IPTAB	早期審理制度における一般的な事件(優先審理)と、さらに早急な審理を要する特別な事件	上記のとおり、IPTABは、優先審理よりもさらに早急な審理を要する迅速審理を運用している。(迅速審理は2009年に開始)	通常の審理と早期審理の二種類のみが利用可能である。	なし

は、通常審理、迅速審理、優先審理の3つのトラックで審理を行っている)	(迅速審理)の違いについて: 例: 申請要件、手続、期間など	IPTAB 3トラック審理: 通常審理、優先審理、迅速審理												
早期審理の許可件数に制限があるか否か		早期審理の許可件数に制限なし	早期審理の許可件数に上限数はない	早期審理の件数は、全体として毎年約500件の拒絶査定不服審判事件と約250件の無効審判事件があり、仕事の需要に応じて調整される可能性がある。										
最近5年間の主要数値	申請件数、全事件に占める早期審理対象事件の割合、平均審理期間、国内・海外別申請割合など	* 優先審理件数: － 2017年: 894件 (9.1%) － 2018年: 801件 (7.6%) － 2019年: 812件 (6.4%) － 2020年: 694件 (8.0%) － 2021年: 576件 (7.4%) － 2022年: 590件 (9.0%) * 迅速審理件数: － 2017年: 375件 (3.8%) － 2018年: 350件 (3.3%) － 2019年: 314件 (2.4%) － 2020年: 314件 (3.6 %) － 2021年: 306件 (3.9 %) － 2022年: 294件 (4.5 %)	<特許> 早期審理請求件数 － 2017年: 274件 (1.5%) － 2018年: 262件 (1.6%) － 2019年: 288件 (1.7%) － 2020年: 269件 (1.6%) － 2021年: 288件 (1.7%) * 平均審理期間(月) <table><tr><td>2017</td><td>3.7</td></tr><tr><td>2018</td><td>3.8</td></tr><tr><td>2019</td><td>4.0</td></tr><tr><td>2020</td><td>3.9</td></tr><tr><td>2021</td><td>4.3</td></tr></table> <意匠> 早期審理請求件数 － 2017年: 3件 (0.8%) － 2018年: 2件 (0.7%)	2017	3.7	2018	3.8	2019	4.0	2020	3.9	2021	4.3	2021年では、早期審理中であった246件の無効審判事件が終結した。承認日からの平均審理期間は 3.8月。287件の復審事件については(平均審理期間は)3.3月。 2020年では、無効審判事件の平均審理期間が4.0月(128件)、復審事件の平均審理期間は3.2月(211件)。 2019年では、無効審判事件の平均審理期間は3.6月(145件)、復審事件(の平均審理期間)は3.5月(84件)。
2017	3.7													
2018	3.8													
2019	4.0													
2020	3.9													
2021	4.3													

			* 平均審理期間： （単位： 月） <table><tr><th>審理の種類</th><th>2017</th><th>2018</th><th>2019</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th></tr><tr><td>迅速</td><td>4.4</td><td>4.6</td><td>4.5</td><td>5.5</td><td>6.5</td><td>5.8</td></tr><tr><td>優先</td><td>4.6</td><td>4.1</td><td>5.3</td><td>4.6</td><td>4.3</td><td>6.3</td></tr><tr><td>通常</td><td>11.6</td><td>14.0</td><td>12.2</td><td>9.2</td><td>8.1</td><td>8.5</td></tr></table> * 早期審理件数の国内外内訳 は把握していない。	審理の種類	2017	2018	2019	2020	2021	2022	迅速	4.4	4.6	4.5	5.5	6.5	5.8	優先	4.6	4.1	5.3	4.6	4.3	6.3	通常	11.6	14.0	12.2	9.2	8.1	8.5	－ 2019年: 1件（0.3%） － 2020年: 2件（0.5%） － 2021年: 1件（0.3%） * 平均審理期間(月) <table><tr><td>2017</td><td>2.9</td></tr><tr><td>2018</td><td>1.8</td></tr><tr><td>2019</td><td>1.5</td></tr><tr><td>2020</td><td>－</td></tr><tr><td>2021</td><td>6.2</td></tr></table> <商標> 早期審理請求件数 － 2017年: 7件（1.0%） － 2018年: 11件（1.3%） － 2019年: 24件（3.0%） － 2020年: 23件（3.1%） － 2021年: 27件（2.4%） * 平均審理期間(月) <table><tr><td>2017</td><td>2.7</td></tr><tr><td>2018</td><td>3.5</td></tr><tr><td>2019</td><td>3.1</td></tr><tr><td>2020</td><td>2.5</td></tr><tr><td>2021</td><td>2.6</td></tr></table>	2017	2.9	2018	1.8	2019	1.5	2020	－	2021	6.2	2017	2.7	2018	3.5	2019	3.1	2020	2.5	2021	2.6	
審理の種類	2017	2018	2019	2020	2021	2022																																															
迅速	4.4	4.6	4.5	5.5	6.5	5.8																																															
優先	4.6	4.1	5.3	4.6	4.3	6.3																																															
通常	11.6	14.0	12.2	9.2	8.1	8.5																																															
2017	2.9																																																				
2018	1.8																																																				
2019	1.5																																																				
2020	－																																																				
2021	6.2																																																				
2017	2.7																																																				
2018	3.5																																																				
2019	3.1																																																				
2020	2.5																																																				
2021	2.6																																																				